

**第3期大田原市子ども・子育て支援事業計画（案）に係る意見公募手続
（パブリックコメント）の実施結果について**

- 1 計画の名称 第3期大田原市子ども・子育て支援事業計画
- 2 計画案の公表日 令和6年12月25日（水）
- 3 意見公募期間 令和6年12月25日（水）から令和7年1月14日（火）
- 4 意見の提出状況 1名、1団体（提出方法：電子メール1件、持参1件）
- 5 提出された意見 9件
- 6 提出された意見に対する市の考え方
※ご意見の内容は一部要約しております。また、語句の誤り等は訂正しております。

No.	意見の内容	市の考え方
1	全般 本件意見提出について。期限令和6年12月25日から令和7年1月14日でしたが30日未満(21日間)にした理由は。(行政手続法では30日以上となっているが)	大田原市意見公募手続の実施に関する要綱（平成23年10月28日告示第96号）第6条の規定におきまして、20日以上と定められていることから、計画策定の進捗状況等を踏まえ意見公募期間を21日に設定いたしました。
2	全般 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年6月12日法律第47号)が創設されたが、本事業計画（案）における位置づけは。また改正法律の一部が令和8年4月1日と令和8年10月1日が施行日となっているが、年度途中となるがどのように対処し事業計画にもり込んでいくのか。	子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた「産後ケア事業」「乳児等通園支援事業」については、計画書案に量の見込み及び提供体制を掲載しております。令和8年4月1日施行、令和8年10月1日施行の法律については、国民年金制度、医療保険制度に関する改正ですので、本計画への影響はございません。 以上のことから、計画書案のとおりとさせていただきます。
3	P2 第3期子ども子育て支援事業計画の対象期間は、令和7年度から令和11年度までであることから次回の計画の際は1年前倒しで引き継ぐことが必要と考える。本来第3期計画は令和6年度に入ってから改定の準備に入るべきと考える記述が必要ではないか。	本計画は子ども・子育て支援法の規定により5年を1期とすることが定められておりますので、次期計画の準備は前年度に行いますが、計画期間の短縮・前倒しはいたしません。 第3期計画策定につきましては、令和6年度に入ってから準備を進めており、令和7年3月までに決定する見込みです。 計画の期間及び見直し時期につきましては計画書案3ページに記載しております。 以上のことから、計画書案のとおりとさせていただきます。

No.	意見の内容	市の考え方
4	P2 計画の位置づけ 「子ども・子育て支援事業計画」と「次世代育成支援行動計画」は連携して整合を図り、計画の推進に当たっては連携を十分に考慮し変化に対応できるよう施策を展開していくとあるが、「子ども・子育て支援事業計画」と「次世代育成支援行動計画」は別項目として別々に位置づけし、計画内容と実態にかい離が生じた場合は計画の見直しを行うとします。とすれば良いのではないか。	次世代育成支援対策推進法は、こども基本法や、子ども・子育て支援法など、こどもに関する他の法令と相まって支援対策事業を実施していく関係にあるとされています。このため、市町村行動計画は子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定して差し支えないとされています。 本市では、両計画の内容を包含し、すべてのこどもと子育て家庭を対象としたこども・子育て施策を、総合的・一体的に推進するため、一体のものとして計画を策定しておりますのでご理解いただきますようお願いいたします。
5	P31 基本理念には教育や学びというキーワードを入れながら、育ちにつなげていくような理念が必要ではないか。 就学前の教育就学後の放課後の学びについて考え方を記載してほしい。 この計画には子育て支援はずいぶん盛りこまれているが教育の面が弱い気がする。従前の保育と教育に分かれていたところから教育、保育を一体的にという幼保連携や子ども・子育て支援事業の仕組みが出来るのだから改めて就学前の「教育」「学び」といった視点を基本理念の中でもう少し描いて欲しい。	本計画の基本理念は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針（以下、「基本指針」という。）に即し、本市のこども・子育て支援の基礎となる考え方を示すために設定するものであり、計画策定につきましては、基本指針において計画の作成に関する事項、基本的記載事項、任意記載事項が定められております。 教育や学びはこどもたちにとって重要なものと理解しておりますが、上述のとおり、基本理念は本市のこども・子育て支援の基礎となる考え方であり、本計画における教育関連の事業については第5章に記載がございます。 以上のことから、計画書案のとおりとさせていただきます。
6	P32 基本理念は本計画のいわば基礎となる考え方で、(1)子どもの発達支援、(2)子どもとともに成長する親への支援、(3)子供が地域で育つ環境づくりを明示しているが、これらに基づいて本計画の施策の方向性を具体的に示すのが「基本方針」と考える。基本理念、基本的な視点、基本方針、などの整理が不十分と思われる。基本を前提として本計画が貫く立場として全ての子供の権利が保障され、「子どもの最善の利益」の実現を目指す旨を明示すべきではないか。	本計画において、「基本指針」は国が示した「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」、「基本理念」は子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、本市のこども・子育て支援の基本的な考え方を基本指針に基づき示したもの、「基本目標」は基本理念に基づき、総合的にこども・子育て支援施策を推進するために設定するものと整理し第3章でそれぞれ説明しております。また、「こどもの最善の利益の実現」については、本計画の「基本理念」で明示しております。 以上のことから、計画書案のとおりとさせていただきます。

No.	意見の内容	市の考え方
7	P60 2. 地域におけるこどもの活動の場や機会の確保 小学校就学児童の保育需要に対して家庭的保育・事業社内保育施設・ベビーシッター等の事業についても計画に書くべきと思う。 また質の向上の面から、地域の子育て支援に関る人材の育成という視点もあっても良いのでは。放課後児童クラブについて、指導員に関してどのように支援するのか条例の内容を反映して書いてはどうか。 親の子育て力について、子育てとは、つまりきながらものだと思います、親が自信をもって子育てするというより、何とかやっていけるというふうに指導していただきたい。	ご提案いただきました家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）は、小学校就学前の乳幼児を対象とする事業と定められており、「地域におけるこどもの活動の場や機会の確保」において活用することができません。以上のことから、計画書案のとおりとさせていただきます。 地域の子育て支援に係る人材育成、放課後児童クラブの指導員の支援については、具体的な取り組みに「支援員の資質向上を図る機会を確保するなど」を追記いたします。 親の子育て力に関するご意見について、本市としましては、全てのこどもが大事にされ、健やかに成長するためには、保護者が子育てに不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じ、自信をもって子育てすることが不可欠であると考え、子育て支援に取り組んでまいります。
8	P61 4. 経済負担の軽減 もう少し子供の貧困を意識したものにしてほしい貧困によって本来子どもが与えられる教育・保育が与えられていないという子どもにとっての不利益を書き込んで頂きたい。子どもが貧困のために何ができるのかということを意識して頂きたい。 最後に計画を策定して終わりということではなく継続的に点検や評価・見直しを行っていく役割も当局には期待されている。	本計画は、子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法の規定に基づき策定する計画であり、記載事項が定められております。こどもの貧困対策については記載事項ではないため、本計画に記載しておりませんのでご理解いただきますようお願いいたします。 こどもの貧困対策については、今後策定する「こども計画」において定める予定としておりますので、本計画につきましては計画案のとおりとさせていただきます。 計画の点検・評価・見直しにつきましては、計画期間中は年度ごとに事業の実施状況の取りまとめ、大田原市子ども・子育て会議への報告を行うこととなっております。また、計画案に記載のとおり、必要に応じて適宜見直しを行うこととなっております。

No.	意見の内容	市の考え方
9	こども家庭庁から出されている「地域こどもの生活支援強化事業の実施について」に記載されている各市町村の貧困家庭、要対協の家庭へのつながりや支援策が大田原市子ども・子育て支援事業計画案には、打ち出されていないように思う。また、子ども家庭ソーシャルワーカーの方たちの動きについても見えない様に思う。 子育て環境日本一にするために、どの環境にいる保護者たちにも手を差しのべられている環境を作り、子どもたちや子育て世代が幸せになれるよう、6人に1人の割合でいるとされている、経済的困窮家庭やヤングケアラー等の児童生徒への支援を手厚くし、子ども真ん中になる大田原市であってほしいと思う。 保護者の中には、「安定的に就労したい」「子育てを手伝ってほしい」「子育ての悩みを自分の子どもをよくわかっている人や専門家に相談したい」という思いが強くても、放課後児童クラブの料金が高額で、預けられない方がいる。また、衣食住への関心が向けられない環境や、金銭的、精神的余裕のなさから、心理状況になっている家庭が増えていることは把握していると思う。貧困家庭、要対協家庭、子育ての困難を感じる保護者への救いがあれば、海老名市のような事件もなくなるのではないか。	本計画は、子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法の規定に基づき策定する計画であり、記載事項が定められております。ご意見をいただきました「地域こどもの生活支援強化事業」、「家庭ソーシャルワーカー」、「経済的困窮家庭」については、記載事項ではないため、本計画に記載しておりませんのでご理解いただきますようお願いいたします。 本計画における要対協（要保護児童対策地域協議会）家庭やヤングケアラー等に関する支援としましては、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子育て世帯訪問支援事業の連携により、支援が必要な家庭を早期に把握し適切な対応・支援につながるよう取り組んでまいります。 なお、経済的困窮によるこどもの貧困問題等については、今後策定する「こども計画」において定める予定としておりますので、本計画につきましては計画案のとおりとさせていただきます。